

「目 次」

第 1 編 総 規

○太田市外三町広域清掃組合規約	12
○太田市外三町広域清掃組合公告式条例	15
○太田市外三町広域清掃組合の休日定める条例	17

第 2 編 議 会

○太田市外三町広域清掃組合議会定例会条例	19
○太田市外三町広域清掃組合議会定例会規則	20
○太田市外三町広域清掃組合議会会議規則	21
○太田市外三町広域清掃組合議会の個人情報に関する条例	30
○太田市外三町広域清掃組合議会傍聴規則	31
○太田市外三町広域清掃組合議会公印規則	33

第 3 編 委 員 会 ・ 委 員

○ 太田市外三町広域清掃組合監査委員の事務執行に関する条例	35
○ 太田市外三町広域清掃組合監査委員公印規程	37

第 4 編 組 織 ・ 処 務

○ 太田市外三町広域清掃組合事務分掌規則	39
○ 太田市外三町広域清掃組合管理者の職務を代理する副管理者の順序を定める規則	41
○ 太田市外三町広域清掃組合会計管理者の事務の代理に関する規則	42
○ 太田市外三町広域清掃組合事務専決規程	43
○ 太田市外三町広域清掃組合文書取扱規則	44
○ 太田市外三町広域清掃組合公印規則	45
○ 太田市外三町広域清掃組合出納員事務取扱規則	48
○ 太田市外三町広域清掃組合幹事会規程	50
○ (仮称) 太田市外三町広域斎場連絡調整会議規程	52
○ 太田市外三町広域清掃組合行政不服審査会条例	53
○ 太田市外三町広域清掃組合情報公開条例	55
○ 太田市外三町広域清掃組合情報公開及び個人情報保護審査会条例	56
○ 太田市外三町広域清掃組合個人情報の保護に関する法律施行条例	57

第 5 編 人 事

第 1 章 定 数 ・ 任 用

- 太田市外三町広域清掃組合職員定数条例 59
- 太田市外三町広域清掃組合職員の名称及び職名に関する規則 60

第 2 章 分 限 ・ 懲 戒

- 太田市外三町広域清掃組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 63
- 太田市外三町広域清掃組合職員の降給に関する条例 64
- 太田市外三町広域清掃組合職員の定年等に関する条例 65
- 太田市外三町広域清掃組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 66

第 3 章 服 務

- 太田市外三町広域清掃組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 67
- 太田市外三町広域清掃組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例 68
- 太田市外三町広域清掃組合職員の育児休業等に関する条例 69
- 太田市外三町広域清掃組合職員の修学部分休業に関する条例 70
- 太田市外三町広域清掃組合職員の高齢者部分休業に関する条例 71
- 太田市外三町広域清掃組合職員の自己啓発等休業に関する条例 72
- 太田市外三町広域清掃組合職員の配偶者同行休業に関する条例 73
- 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則 74
- 太田市外三町広域清掃組合女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の
特定事業主等を定める規則 75
- 太田市外三町広域清掃組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 76
- 太田市外三町広域清掃組合職員のサービスの宣誓に関する条例 77
- 太田市外三町広域清掃組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例 78
- 太田市外三町広域清掃組合職員の退職管理に関する条例 79

第 4 章 研 修 ・ 勤 務 評 定

- 太田市外三町広域清掃組合職員の人事評価実施規程 80

第 5 章 職 員 厚 生

- 太田市外三町広域清掃組合弔慰規程 81

○太田市外三町広域清掃組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	83
---	----

第 6 章 職 員 団 体

○太田市外三町広域清掃組合職員団体の登録に関する条例	84
○太田市外三町広域清掃組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例	85

第 6 編 給 与

第 1 章 報 酬 ・ 費 用 弁 償

- 太田市外三町広域清掃組合特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例 87

第 2 章 給 料 ・ 手 当 等

- 太田市外三町広域清掃組合管理者等の給与に関する条例 89
- 太田市外三町広域清掃組合一般職の職員の給与に関する条例 91
- 太田市外三町広域清掃組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
..... 92
- 太田市外三町広域清掃組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例 93
- 太田市外三町広域清掃組合一般職の職員の管理職手当の支給に関する規則 .. 94
- 太田市外三町広域清掃組合一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則 96
- 太田市外三町広域清掃組合一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則
..... 97

第 3 章 旅 費

- 太田市外三町広域清掃組合職員等の旅費に関する条例 99
- 太田市外三町広域清掃組合職員等の旅費の支給に関する規則 100

第 7 編 財 務

○太田市外三町広域清掃組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分 に関する条例	102
○太田市外三町広域清掃組合財務規則	103
○太田市外三町広域清掃組合長期継続契約を締結することができる契約を定める 条例	104
○太田市外三町広域清掃組合契約規則	105
○太田市外三町広域清掃組合財政状況の公表に関する条例	106
○太田市外三町広域清掃組合行政財産使用料条例	107
○太田市外三町広域清掃組合指定金融機関の指定について	108
○太田市外三町広域清掃組合財政調整基金に関する条例	109

第 8 編 業 務

○太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例	111
○太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例施行規則	114
○太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザの設置及び管理に関する条例	122
○太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザの設置及び管理に関する条例施行規則	124
○太田市外三町広域清掃組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例	125
○太田市外三町広域清掃組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	128
○太田市外三町広域清掃組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例	132
○太田市外三町広域清掃組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	134
○太田市外三町広域清掃組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則	136

第 9 編 建 設

○ 太田市外三町広域清掃組合建設工事検査規程	140
------------------------	-----

第 1 編

総 規

○ 太田市外三町広域清掃組合規約

平成 1 1 年 3 月 4 日

県指令地第 1 3 8 号許可

改正 平成 1 2 年 7 月 3 1 日群馬県指令地第 5 5 号
届出 平成 1 6 年 2 月 3 日太広合第 6 9 号
改正 平成 1 7 年 2 月 8 日群馬県指令市第 2 0 6 - 2 0 号
届出 平成 1 7 年 1 2 月 2 8 日太広合第 4 0 号
改正 平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日群馬県指令市第 2 0 6 - 1 0 号
改正 平成 1 9 年 3 月 2 3 日群馬県指令市第 2 0 6 - 2 1 号
改正 平成 2 6 年 2 月 1 0 日群馬県指令市第 3 0 0 3 3 - 1 5 号
届出 平成 2 9 年 1 月 2 7 日太広合第 9 3 号
改正 令和 2 年 1 1 月 5 日群馬県指令市第 3 0 0 3 3 - 3 号
改正 令和 4 年 2 月 1 8 日群馬県指令市第 3 0 0 3 3 - 3 号

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この組合は、太田市外三町広域清掃組合（以下「組合」という。）という。

(組織)

第 2 条 組合は、太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) リサイクルプラザの設置及び管理運営に関する事務
- (2) 一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務（不燃残さ処分に限る。）
- (3) クリーンプラザの設置及び管理運営に関する事務
- (4) 斎場の設置及び管理運営に関する事務（太田市斎場及び大泉町外二町斎場に係るものを除く。）

(事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、太田市細谷町 6 0 4 番地 1 太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ内に置く。

第 2 章 議会

(議会の組織)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は 1 2 人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

太田市	6	人
千代田町	1	人
大泉町	3	人
邑楽町	2	人

(組合議員の選任)

第 6 条 組合議員は、関係市町の議会において、議員のうちから選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、関係市町ごとに補欠選挙を行わなければならない。

- 3 選挙を行うべき期日は、組合の管理者が定めて関係市町長に通知しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の選挙が終わったときは、関係市町長は、直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期とする。

- 2 組合議員が関係市町の議会の議員の職を失ったときは、同時にその職を失う。

第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織)

第8条 組合に管理者、副管理者3人及び会計管理者1人を置く。

- 2 管理者は、太田市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副管理者は、管理者以外の関係町の長をもって充てる。
- 4 会計管理者は、太田市会計管理者の職にある者をもって充てる。

(管理者の職務代理)

第9条 管理者に事故あるとき、その職務を代理する副管理者の順序は、管理者が別に定める。

(職員)

第10条 第8条に定める者を除くほか、組合に職員を置き、管理者がこれを任免する。

- 2 前項の職員の定数は、条例で定める。

第4章 監査委員

(監査委員)

第11条 組合に、監査委員を置く。

- 2 監査委員の定数は2人とし、管理者が組合議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちからそれぞれ1人を選任する。
- 3 前項の監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員としての任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては、4年とする。

第5章 経費支弁の方法

(経費支弁の方法)

第12条 組合の経費は、この組合の財産から生ずる収入、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項の負担金に関する関係市町の分賦割合は、次のとおりとする。

(1) 経常費	均等割	100分の5
	人口割	100分の15
	実績割	100分の80
(2) ごみ焼却施設建設事業費	均等割	100分の10
	人口割	100分の10
	実績割	100分の80
(3) 斎場経常費	均等割	100分の5
	人口割	100分の15
	実績割	100分の80
(4) 斎場建設事業費	均等割	100分の10

人口割 100分の10

実績割 100分の80

附 則

この規約は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成12年群馬県指令地第55号）

この規約は、平成12年9月1日から施行する。

附 則（平成16年2月3日太広合第69号届出）

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年群馬県指令市第206-20号）

この規約は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成17年12月28日太広合第40号届出）

この規約は、群馬県知事への届出の日から施行し、改正後の太田市外三町広域清掃組合規約の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年11月10日群馬県指令市第206-10号）

（施行期日）

1 この規約は、平成18年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に太田市外三町広域清掃組合の議会の議員の職にある者については、太田市外三町広域清掃組合規約第7条第1項の規定にかかわらず、施行日をもってその職を失う。

附 則（平成19年3月23日群馬県指令市第206-21号）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。ただし、この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則（平成26年2月10日群馬県指令市第30033-15号）

（施行期日）

1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

（事務の承継）

2 太田市外三町広域清掃組合は、平成26年3月31日をもって解散する太田市外三町広域一般廃棄物処理施設整備推進協議会の事務を承継する。

附 則（平成29年1月27日太広合第93号届出）

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月5日群馬県指令市第30033-3号）

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月18日群馬県指令市第30033-3号）

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 公 告 式 条 例

平 成 1 1 年 5 月 1 日

条 例 第 1 号

改正 平成12年 9月 1日条例第1号

改正 平成16年 4月 1日条例第1号

改正 平成17年 3月28日条例第1号

改正 平成20年 3月28日条例第1号

改正 平成23年 6月30日条例第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づく公告式及び本組合において公告を必要とする事件は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則その他組合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

第6条 第2条第2項の規定は、本組合において公告を必要とする事件の公告にこれを準用する。

附 則

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日条例第 1 号）

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日条例第 1 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 20 年 5 月 7 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 30 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

掲 示 場 名	掲 示 場 の 位 置
太田市外三町広域清掃組合 掲 示 場	太田市細谷町 6 0 4 番 地 1
太田市役所掲示場	太田市浜町 2 番 3 5 号
千代田町役場掲示場	千代田町大字赤岩 1 8 9 5 番地の 1
大泉町役場掲示場	大泉町日の出 5 5 番 1 号
邑楽町役場掲示場	邑楽町大字中野 2 5 7 0 番 地 1

○ 太田市外三町広域清掃組合の休日 を定める条例

平成 1 1 年 5 月 1 日

条 例 第 2 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号

改正 平成 1 6 年 4 月 1 日条例第 2 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 1 号

(組合の休日)

第 1 条 次の各号に掲げる日は、組合の休日とし、組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日

(3) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第 2 条 組合の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成 1 1 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 4 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 1 号）

この条例は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。

第 2 編

議 会

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 議 会 定 例 会 条 例

平 成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 3 号

改正 平成12年 9月 1日条例第1号

改正 平成17年 3月28日条例第1号

太田市外三町広域清掃組合議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第1号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 議 会 定 例 会 規 則

平 成 1 2 年 6 月 1 日

規 則 第 1 2 号

改正 平成12年 9月 1日規則第1号

改正 平成17年 3月28日規則第4号

太田市外三町広域清掃組合議会の定例会は、毎年3月及び9月にこれを招集する。ただし、都合により繰り上げ、又は繰り下げることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第4号）

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 議 会 会 議 規 則

平 成 1 2 年 6 月 1 日

議 会 規 則 第 1 号

改正 平成12年 9月 1日議会規則第1号

改正 平成17年 3月28日議会規則第1号

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 1 2 条）
- 第 2 章 議案及び動議（第 1 3 条－第 1 8 条）
- 第 3 章 議事日程（第 1 9 条－第 2 3 条）
- 第 4 章 選挙（第 2 4 条－第 3 2 条）
- 第 5 章 議事（第 3 3 条－第 3 8 条）
- 第 6 章 発言（第 3 9 条－第 5 2 条）
- 第 7 章 表決（第 5 3 条－第 5 9 条）
- 第 8 章 会議録（第 6 0 条－第 6 2 条）
- 第 9 章 請願（第 6 3 条－第 6 8 条）
- 第 1 0 章 辞職（第 6 9 条・第 7 0 条）
- 第 1 1 章 規律（第 7 1 条－第 7 6 条）
- 第 1 2 章 補則（第 7 7 条）

附 則

第 1 章 総 則

（参集）

第 1 条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第 2 条 議員は事故のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

（議席）

第 3 条 議員の議席は、構成市町の一般選挙後の最初の会議において、議長が定める。

2 最初の会議後、新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

（会期）

第 4 条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第8条 会議時間は、午前10時から午後4時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(休会)

第9条 日曜日及び休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもって行う。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第13条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第 15 条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に 1 人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

（修正の動議）

第 16 条 修正の動議を議題とするには、法第 115 条の 2 の規定によるものについては所定の発議者が連署し、2 人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

（先決動議の表決の順序）

第 17 条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第 18 条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第 3 章 議事日程

（議事日程の作成及び配布）

第 19 条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

（議事日程の順序変更及び追加）

第 20 条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

（議事日程のない会議の通知）

第 21 条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

（延会の場合の議事日程）

第 22 条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその議事日程を定めなければならない。

（日程の終了及び延会）

第 23 条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は討論を用いずに会議に諮って延会することができる。

第 4 章 選挙

（選挙の宣告）

第 24 条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

（不在議員）

第 25 条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

（議場の出入口閉鎖）

第 26 条 投票による選挙を行うときは、議長は第 24 条の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。

（投票用紙の配布及び投票箱の点検）

第 27 条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を点検させなければならない。

（投票）

第 28 条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を備付けの投票箱に投入する。

（投票の終了）

第 29 条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

（開票及び投票の効力）

第 30 条 議長は、開票を宣告した後、2 人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員のなかから会議に諮って指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

（選挙結果の報告）

第 31 条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

（選挙関係書類の保存）

第 32 条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第 5 章 議事

（議題の宣告）

第 33 条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

（一括議題）

第 34 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

（議案等の朗読）

第 35 条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

（議案の審議順序）

第 36 条 会議に付する事件の審議は、提出者の説明（請願を除く。）及び議員の質疑の後、修正案の説明及びこれに関する質疑、討論、表決の順序によって行う。

（議決事件の字句及び数字等の整理）

第 37 条 議会は、議決の結果、生じた条項、字句、数字その他の整理を必要とす

るときは、これを議長に委任することができる。

(議事の継続)

第 38 条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第 6 章 発言

(発言の許可等)

第 39 条 議員が発言しようとするときは、挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。

2 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名して発言させる。

(討論の方法)

第 40 条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第 41 条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第 42 条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第 43 条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第 44 条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長が定めた時間の制限について異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第 45 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第 46 条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第 47 条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いしないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第48条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第49条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第50条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いしないで会議に諮らなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第51条 質問については、第43条及び第47条第1項の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第52条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第7章 表決

(表決問題の宣告)

第53条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第54条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第55条 表決には、条件を付けることができない。

(起立又は挙手による表決)

第56条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

(表決の訂正)

第57条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第58条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し異

議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で表決を採らなければならない。

（表決の順序）

第 59 条 同一議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について異議があるときは、議長は討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第 8 章 会議録

（会議録の記載事項）

第 60 条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 会議に付した事件
- (10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (11) 選挙の経過
- (12) 議事の経過
- (13) その他議長又は議会において必要と認めた事項

（会議録署名議員）

第 61 条 会議録に署名すべき議員は 2 人とし、議長が会議において指名する。

（保存年限）

第 62 条 会議録の保存年限は、永年とする。

第 9 章 請願

（請願書の記載事項等）

第 63 条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3 請願書の提出は、平穩になさなければならない。

（請願書の取下げ）

第 64 条 議長が受理した請願でいまだ会議に付されていないものを請願者が取り下げる場合は、議長の承認を得なければならない。

（請願文書表の作成及び配布）

第 65 条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹

介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

- 3 請願文書表には、請願者数人連署のものはほか何人、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

(紹介議員の説明)

第66条 議長は、会議の議題となった請願について、審議のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

- 2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

(請願の審議報告)

第67条 議会は、請願について審議の結果を次の区分により決定する。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

- 2 採択すべきものと決定した請願で管理者その他関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び経過報告の請求)

第68条 議長は、議会の採択した請願で、管理者その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

第10章 辞職

(議長及び副議長の辞職)

第69条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に辞表を提出しなければならない。

- 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いずに会議に諮ってその許否を決める。

- 3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長はその旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第70条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

第11章 規律

(品位の尊重)

第71条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第72条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさ、写真機及び録音機等の類を着用又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第73条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第74条 議員は、会議中は、みだりにその議席を離れてはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第 75 条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(議長の秩序保持権)

第 76 条 法又はこの規則に定めるもののほか規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いしないで会議に諮って決める。

第 12 章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第 77 条 この規則の施行に関し生じた疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 9 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 28 日規則第 1 号)

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 議 会 の 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例

令 和 5 年 3 月 2 7 日

条 例 第 3 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、太田市外三町広域清掃組合議会（以下「組合議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、組合議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、組合議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(準 用 規 定)

第 2 条 この条例の施行に関しては、太田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年太田市条例第 5 4 号）の例による。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 議 会 傍 聴 規 則

平 成 1 1 年 6 月 1 日

議 会 規 則 第 2 号

改正 平成12年 9月 1日議会規則第1号

改正 平成17年 3月28日議会規則第1号

改正 平成31年 4月 1日議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第130条第3項の規定に基づき、太田市外三町広域清掃組合議会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は10人以内とする。

2 議長は、傍聴席の管理上の都合その他の理由により必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(議場への入場禁止)

第4条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に定める者のほか、会議を妨げ、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 携帯している電子機器類等から音を発生させないこと。
- (4) 前3号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議会の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の制限)

第7条 傍聴人は、傍聴席において撮影、録音その他これらに類する行為をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を受けなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

らない。

（係員の指示）

第 9 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第 10 条 法第 130 条第 1 項及び第 2 項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 9 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 1 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 議 会 公 印 規 則

平 成 1 1 年 6 月 1 日

議 会 規 則 第 3 号

改正 平成12年 9月 1日議会規則第1号

改正 平成17年 3月28日議会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、太田市外三町広域清掃組合議会の公印について、必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類)

第2条 公印の種類は、次のとおりとし、公印の名称、書体、寸法、個数及び使用区分は、次の表のとおりとする。

(1) 太田市外三町広域清掃組合議会之印

(2) 太田市外三町広域清掃組合議会議長之印

公 印 の 名 称	書 体	寸 法	個 数	使 用 区 分
		ミリメートル		
太田市外三町広域清掃組合 議会之印	てん書	方 2 4	1	一 般 公 文 書 用
太田市外三町広域清掃組合 議会議長之印	てん書	方 2 1	1	議長名をもって する文書用

(公印の保管)

第3条 公印は、事務局長がこれを保管するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年9月1日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日議会規則第1号)

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

第 3 編

委員会・委員

○太田市外三町広域清掃組合監査委員の事務執行に関する条例

平成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 4 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、太田市外三町広域清掃組合同規約（平成 1 7 年 3 月 4 日群馬県指令地第 1 3 8 号許可）第 1 1 条の規定に基づく監査委員（以下「監査委員」という。）の事務執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定期監査)

第 2 条 監査委員は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 1 9 9 条第 4 項の規定による定期監査を行うときは、監査期日前 7 日までにその期日を管理者及び関係機関に通知しなければならない。

(監査の請求又は要求があった場合の監査)

第 3 条 監査委員は、法第 7 5 条第 1 項の規定による監査の請求があった場合又は法第 1 9 9 条第 6 項の規定による監査の要求があった場合には 2 0 日以内に、法第 2 4 2 条第 1 項の規定による監査の請求があった場合は、6 0 日以内に監査を行わなければならない。ただし、特別の事由があると認められるときは、この限りでない。

(決算書類等の審査)

第 4 条 監査委員は、法第 2 3 3 条第 2 項の規定により決算及び証書類等が審査に付されたときは、3 0 日以内に意見書を管理者に提出しなければならない。

2 法第 2 4 1 条第 5 項の規定による基金の運用状況を示す書類の審査についての意見は、前項の例によりこれを行わなければならない。

(報告及び公表等)

第 5 条 法令の定めるところにより行う監査、検査又は審査の結果の報告、公表又は通知は、監査、検査又は審査の終了後速やかに行わなければならない。

2 前項の公表その他法令に定める告示は、太田市外三町広域清掃組合公告式条例（平成 1 1 年条例第 1 号）の例によって行うものとする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、監査委員の事務執行に関し必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日条例第 1 号）
この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

○ 太田市外三町広域清掃組合監査委員公印規程

平成 1 1 年 6 月 1 日

監 査 規 程 第 1 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日監査規程第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日監査規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、太田市外三町広域清掃組合監査委員の公印について、必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類)

第 2 条 公印の種類は、次のとおりとし、公印の名称、書体、寸法、個数及び使用区分は、次の表のとおりとする。

(1) 太田市外三町広域清掃組合監査委員之印

(2) 太田市外三町広域清掃組合代表監査委員之印

公 印 の 名 称	書 体	寸 法	個 数	使 用 区 分
		ミリメートル		
太田市外三町広域清掃組合 監査委員之印	てん書	方 2 1	1	一 般 公 文 書 用
太田市外三町広域清掃組合 代表監査委員之印	てん書	方 2 1	1	代 表 監 査 委 員 名 を も っ て す る 文 書 用

(公印の保管)

第 3 条 公印は、事務局長がこれを保管するものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 2 年 9 月 1 日監査規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年 3 月 2 8 日監査規程第 1 号)

この規程は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。

第 4 編

組 織 ・ 処 務

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 事 務 分 掌 規 則

平 成 1 1 年 5 月 1 日

規 則 第 1 号

改正 平成12年 9月 1日規則第1号
改正 平成16年 4月 1日規則第3号
改正 平成17年 3月28日規則第1号
改正 平成22年 4月 1日規則第2号
改正 平成26年 4月 1日規則第1号
改正 平成31年 4月 1日規則第1号
改正 令和 3年 3月29日規則第1号
改正 令和 4年 3月28日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、太田市外三町広域清掃組合理約（平成11年3月4日群馬県指令地第138号許可）第10条に規定する管理者の事務局の職員の分掌事務について定めるものとする。

(課及び係の設置)

第2条 前条に規定する事務局に局長、副局長を置き、次の課及び係を置く。

課	係
総務課	総務係 業務係
施設整備課	施設整備係

(事務分掌)

第3条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。

課	係	事務分掌
総務課	総務係	(1) 総務及び人事管理に関すること。 (2) 財産の取得及び処分に関すること。 (3) 財務会計に関すること。 (4) 文書の收受発送及び保管に関すること。 (5) 物品の出納、保管、購入及び売却等に関すること。 (6) 議会に関すること。 (7) 監査に関すること。 (8) 一般廃棄物の処理に係る企画、調査及び計画に関すること。 (9) 一般廃棄物の減量、リサイクルの普及、宣伝及び広報に関すること。 (10) 一般廃棄物の処理手数料に関すること。 (11) 課の庶務に関すること。 (12) 組合構成市町との連絡調整に関すること。(清掃事務に限る。)
	業務係	(1) 施設の維持管理及び運転管理に関すること。 (2) 一般廃棄物の計量及び検査に関すること。 (3) 一般廃棄物の搬入指導及び監督に関すること。
施設整備課	施設整備係	(1) (仮称)太田市外三町広域斎場整備に関すること。

		(2) 課の庶務に関すること。 (3) 組合構成市町との連絡調整に関すること。(斎場事務に限る。)
--	--	--

附 則

この規則は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 9 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 3 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 1 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日規則第 1 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日規則第 1 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

○ 太田市外三町広域清掃組合管理者
の職務を代理する副管理者の順序
を定める規則

平成 1 1 年 5 月 1 日

規 則 第 2 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日規則第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日規則第 1 号

第 1 条 太田市外三町広域清掃組合管理者の職務を代理する副管理者については、
この規則の定めるところによる。

第 2 条 前条の副管理者の順序は、次の順序による。

第 1 順位 大泉町長

第 2 順位 邑楽町長

第 3 順位 千代田町長

附 則

この規則は、平成 1 1 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 9 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 8 日規則第 1 号）

この規則は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 会 計 管 理 者 の 事 務 の 代 理 に 関 す る 規 則

平 成 1 9 年 4 月 1 日

規 則 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 0 条第 3 項の規定による会計管理者の事務の代理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 会計管理者の事務の代理に関しては、太田市会計管理者の事務の代理に関する規則（平成 1 9 年太田市規則第 4 3 号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

(太田市外三町広域清掃組合収入役の職務を代理する上席の出納員を定める規則の廃止)

2 太田市外三町広域清掃組合収入役の職務を代理する上席の出納員を定める規則（平成 1 7 年太田市外三町広域清掃組合規則第 1 号）は、廃止する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 事 務 専 決 規 程

平 成 1 1 年 5 月 1 日

規 程 第 1 号

改正 平成12年 9月 1日規程第1号

改正 平成17年 3月28日規程第1号

(目 的)

第 1 条 この規程は、管理者の権限に属する事務の執務に関し必要な事項を定め、
明確な責任のもとに、合理的かつ能率的な事務の処理を図ることを目的とする。

(準 用 規 定)

第 2 条 前条の事務の執務に関しては、太田市事務専決規程（平成17年太田市訓
令第6号）の例による。

附 則

この規程は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成12年9月1日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規程第1号）

この規程は、平成17年3月28日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 文 書 取 扱 規 則

平 成 1 1 年 5 月 1 日

規 則 第 4 号

改正 平成12年 9月 1日規則第1号

改正 平成17年 3月28日規則第1号

改正 平成25年 8月 1日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、事務能率向上のため文書の正確、かつ、迅速な取扱いについて定めることを目的とする。

(準用規定)

第2条 前条の文書取扱については、太田市文書等取扱規則（平成17年太田市規則第15号）の例による。

附 則

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成12年9月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第1号）

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成25年8月1日規則第1号）

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 公 印 規 則

平 成 1 1 年 5 月 1 日

規 則 第 5 号

改正 平成12年 9月 1日規則第1号

改正 平成17年 3月28日規則第1号

改正 平成19年 4月 1日規則第1号

改正 平成21年 7月 1日規則第2号

改正 平成31年 4月 1日規則第4号

改正 令和 3年 3月29日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、太田市外三町広域清掃組合の公印について必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類等)

第2条 公印の種類、書体、寸法、使用の範囲及び保管者は、別表第1のとおりとし、ひな形は、別表第2のとおりとする。

2 職務代理者印のひな形等は、当該代理される職の職印に準ずるものとする。

(公印の保管)

第3条 公印は、事務所において確実に保管しなければならない。

(公印の使用)

第4条 公印を使用するときは、公印保管責任者に決裁済の文書又は使用する文書を提示し、その承認を受けなければならない。

(公印台帳)

第5条 公印を整理するため、総務課に公印台帳(別記様式)を備え、公印の印影、種類その他必要な事項を登載しておかなければならない。

(公印の新調、改刻及び廃棄)

第6条 公印保管責任者は、公印を新調し、改刻し、又は廃棄する必要があると認めたときは、管理者の指導を受けなければならない。

(公印刷込み)

第7条 公印は、特に必要があると認められるときは、証票等にその印影を印刷することができる。この場合においては、刷込みのつど当該公印保管責任者を経て管理者に公印刷込み承認願いを提出して承諾を受けなければならない。

2 印刷に使用した印影の原版は、公印の取扱いに準じ、局長が保管するものとする。

附 則

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 1 号）
この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日規則第 1 号）
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 1 日規則第 2 号）
この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日規則第 4 号）
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日規則第 2 号）
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

公 印 の 名 称	ひな形	書 体	寸 法	保管責任者	使 用 区 分
			ミリメートル		
太田市外三町広域清掃 組合之印	1	て ん 書	方 24	局 長	組合名をもってす る文書
太田市外三町広域清掃 組合管理者之印	2	〃	方 21	〃	管理者名をもって する文書
太田市外三町広域清掃 組合副管理者之印	3	〃	方 21	〃	副管理者名をもっ てする文書
太田市外三町広域清掃 組合管理者職務代理者 之印	4	〃	方 21	〃	職務代理者名をも ってする文書
太田市外三町広域清掃 組合会計管理者之印	5	楷 書	方 21	会計管理者	会計管理者名をも ってする文書 小切手振出用
太田市外三町広域清掃 組合出納員之印	6	〃	—	総 務 課 長	各種収入金の収納 用（レジスター用）
太田市外三町広域清掃 組合出納員之印	7	〃	直径 20	総 務 課 長	各種収入金の収納 用

別表第 2 （第 2 条 関 係）

1

之 清 三 太
掃 町 田
組 広 市
印 合 域 外

2

管 清 三 太
理 掃 町 田
者 組 広 市
之 組 広 市
印 合 域 外

3

副 清 三 太
管 掃 町 田
理 組 広 市
者 組 広 市
之 組 広 市
印 合 域 外

4

之 職 組 町 太
務 合 広 田
代 管 域 市
理 理 清 外
印 者 者 掃 三

5

会 清 三 太
計 掃 町 田
管 組 広 市
理 合 域 外
者 之

6

太 田 市 外 三 町
広 域 清 掃 組 合
出 納 員 之 印

7

太 田 市 外 三 町
広 域 清 掃 組 合
□ □ □
出 納 員
No

別 記 様 式 （第 5 条 関 係）

公 印 の 名 称	印 影	使 用 開 始 年 月 日	備 考

○ 太田市外三町広域清掃組合出納員 事務取扱規則

平成 2 1 年 7 月 1 日

規 則 第 1 号

改正 令和 3 年 3 月 2 9 日規則第 3 号

(出納員の設置)

第 1 条 出納事務を処理するため太田市外三町広域清掃組合(以下「組合」という。)事務局に出納員を置く。

2 出納員は、この規則の定めるところにより出納事務に従事する。

(現金の収納)

第 2 条 出納員の収納する収入の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) リサイクルプラザ施設使用料
- (2) 廃棄物処理手数料
- (3) 資源化物売払収入
- (4) 再生品売払収入
- (5) 電力売払収入
- (6) その他の手数料

(領収印の押印)

第 3 条 出納員は、納入者より現金を収納したときは、領収書に組合公印規則に定める領収印を押し、納入者に交付しなければならない。

(現金の払込み)

第 4 条 出納員の収納した現金は、所定の整理を行い当日又は翌日に指定金融機関にこれを払込まなければならない。ただし、毎日払込むことが不相当と認められ、あらかじめ会計管理者の同意を得たものは、この限りでない。

(現金の支出)

第 5 条 出納員が現金を支出したときは、証拠書類その他所定の書類を整理しなければならない。

(出納員の職名)

第 6 条 出納員は、その職務執行に当たり次の職名を用いなければならない。

- (1) 太田市外三町広域清掃組合出納員 職 氏名

(職務執行状況の検査)

第 7 条 会計管理者は、出納員の職務状況の執行について随時検査することができる。

2 前項の場合、会計管理者は、出納員に対し調査資料の提出を求めることができる。

(帳簿の整理)

第 8 条 出納員は、会計管理者の指示による必要な帳簿を備え、記帳整理しなけれ

ばならない。

（現金の取扱い）

第 9 条 出納員はその取扱いに係る現金を他の現金と混同してはならない。

（現金の亡失）

第 10 条 出納員は、その保管に係る現金を亡失したときは、遅滞なくその理由を付し所属長、会計管理者を経て管理者に届出てその指示を受けなければならない。

（事務の引継ぎ）

第 11 条 出納員等の事務の引継ぎを終えたときは、会計管理者にその写しを提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日規則第 3 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 幹 事 会 規 程

平 成 1 1 年 5 月 1 日

規 程 第 1 号

改正 平成12年 9月 1日規程第1号

改正 平成17年 3月28日規程第1号

改正 平成18年 4月 1日規程第1号

改正 平成19年 4月 1日規程第1号

改正 平成22年 4月 1日規程第1号

(名称)

第1条 この幹事会は、太田市外三町広域清掃組合幹事会（以下「幹事会」という。）と称する。

(目的)

第2条 幹事会は、太田市外三町広域清掃組合（以下「組合」という。）の事務を円滑に処理、推進することを目的とする。

(組織)

第3条 幹事会は、次の市町（以下「関係市町」という。）及び関係機関として大泉町外二町環境衛生施設組合（以下「大泉外組合」という。）をもってこれを組織し、関係市町清掃事業担当部課長及び大泉外組合の所長及び副所長を幹事とする。

- (1) 太田市
- (2) 千代田町
- (3) 大泉町
- (4) 邑楽町

2 幹事会の下部組織として、担当者部会を置く。

(事業)

第4条 幹事会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合事業の連絡調整に関すること。
- (2) その他必要な業務に関すること。

(事務局)

第5条 幹事会の事務局は、組合総務課がこれにあたる。

(会議)

第6条 幹事会の会議は、組合の事業に関し協議、検討を行い、具体的事項を提案する。

(会議の招集)

第7条 幹事会の会議は、局長がこれを招集し、会議の議長となる。

- 2 会議開催の日時及び場所は、会議に付すべき案件と共に、局長があらかじめこれを幹事に通知しなければならない。
- 3 幹事会の会議の議事その他会議の運営に関して必要な事項は、幹事会の会議で定める。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関して必要な事項は、局長が定める。

附 則

この規程は、平成12年9月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規程第1号）

この規程は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成18年4月1日規程第1号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規程第2号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

○（仮称）太田市外三町広域斎場連絡調整会議規程

令和 4 年 4 月 1 日

規 程 第 1 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町における広域斎場事務を円滑に処理及び推進するため、（仮称）太田市外三町広域斎場連絡調整会議（以下「斎場会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

（組織）

第 2 条 斎場会議は、別表に掲げる組織で構成する。

（事業）

第 3 条 斎場会議は、次に掲げる事項について調査し、検討する。

- (1) 広域斎場事務の連絡調整に関すること。
- (2) その他必要な斎場事務に関すること。

（事務局）

第 4 条 斎場会議の事務局は、太田市外三町広域清掃組合がこれにあたる。

（会議）

第 5 条 斎場会議は、必要に応じて開催する。

（補則）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、斎場会議の運営に関し必要な事項は、斎場会議で別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（事務の承継）

- 2 斎場会議は、令和 4 年 3 月 31 日をもって解散する（仮称）太田市外三町広域斎場連絡調整会議の事務を承継する。

別表（第 2 条関係）

太 田 市	市民課
千代田町	住民福祉課
	建設環境課
大泉町	住民課
	環境整備課
邑 楽 町	住民保険課
	建設環境課
大泉町外二町環境衛生施設組合	
太田市外三町広域清掃組合	

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 行 政 不 服 審 査 会 条 例

平 成 2 8 年 4 月 1 日

条 例 第 1 号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第4項の規定に基づき、同条第2項の規定により設置する太田市外三町広域清掃組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事件ごとの設置)

第2条 審査会は不服申立てのあった都度、事件ごとに設置する。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は非常勤とする。

(委員)

第4条 委員は、非常勤とし、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員は、行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項の処理が完了したときは、解任されるものとする。

3 管理者は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務の職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。

6 委員の報酬は、別に条例で定める。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(太田市外三町広域清掃組合特別職の職員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 太田市外三町広域清掃組合特別職の職員の報酬、費用弁償等に関する条例（平成11年

太田市外三町広域清掃組合条例第 1 7 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 号を加える。

(4) 行政不服審査会の会長及び委員

別表第 1 に次のように加える。

行政不服審査会	会 長	日 額	5 , 0 0 0 円
	委 員	日 額	5 , 0 0 0 円

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 情 報 公 開 条 例

平 成 1 7 年 4 月 1 日

条 例 第 3 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する組合圏域住民の権利を保障することにより、組合の諸活動を住民に説明する責務を全うし、住民の組合行政への参加を促進するとともに、公正で開かれた組合行政を推進することを目的とする。

(準 用 規 定)

第 2 条 公文書の開示等の取扱いに関しては、太田市情報公開条例（平成 1 7 年太田市条例第 9 号）の例による。

附 則

この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

○ 太田市外三町広域清掃組合情報公開及び個人情報保護審査会条例

令和 5 年 3 月 2 7 日

条 例 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、太田市外三町広域清掃組合情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 この条例の施行に関しては、太田市情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成 1 7 年太田市条例第 1 0 号）の例による。この場合において、同条例第 4 条第 1 項中「2 年」とあるのは、「委嘱の日から当該諮問に係る答申を行うまでの期間」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(太田市外三町広域清掃組合特別職の職員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 太田市外三町広域清掃組合特別職の職員の報酬、費用弁償等に関する条例（平成 1 1 年太田市外三町広域清掃組合条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。
第 1 条第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 情報公開及び個人情報保護審査会の会長及び委員

別表第 1 監査委員の項の次に次のように加える。

情報公開及び個人情報 保護審査会	会 長	日 額	8 , 9 0 0 円
	委 員	日 額	7 , 9 0 0 円

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 施 行 条 例

令 和 5 年 3 月 2 7 日

条 例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 法の施行に関しては、太田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年太田市条例第 47 号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(太田市外三町広域清掃組合個人情報保護条例の廃止)

2 太田市外三町広域清掃組合個人情報保護条例（平成 17 年太田市外三町広域清掃組合条例第 4 号）は、廃止する。

第 5 編

人 事

第 1 章 定数・任用

○ 太田市外三町広域清掃組合職員定数条例

平成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 6 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 1 号

改正 令和 4 年 3 月 2 8 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、太田市外三町広域清掃組合に、常時勤務する職員（以下「職員」という。）の定数に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、1 2 人とする。

(規則への委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 1 号）

この条例は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 2 8 日条例第 1 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 職 員 の 名 称 及 び 職 名 に 関 す る 規 則

平 成 1 1 年 6 月 1 日

規 則 第 7 号

改正 平成12年 9月 1日規則第1号
改正 平成17年 3月28日規則第1号
改正 平成19年 4月 1日規則第2号
改正 平成22年 4月 1日規則第3号
改正 平成28年 4月 1日規則第1号
改正 平成29年 4月 1日規則第1号
改正 平成31年 4月 1日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、太田市外三町広域清掃組合職員定数条例（平成11年条例第6号）第2条に規定する職員の職名について定めるものとする。

(職員の職名の種類)

第2条 職員の組織上の職名は、別表に掲げるとおりとする。

(その他の事項)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第1号）

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

組 織 上 の 職 名
局 長
副 局 長
参 事
課 長 ・ 主 幹
課 長 補 佐
係 長
係 長 代 理
主 査 専 門 員
主 任
主 任 運 転 技 士
主任ボイラー技士
主任機械操作技士
主 任 業 務 技 士
主 任 専 門 員
主 事 ・ 技 師
運 転 技 士
ボ イ ラ ー 技 士
機 械 操 作 技 士
業 務 技 士

専 門 員
運 転 技 士 補
ボ イ ラ ー 技 士 補
機 械 操 作 技 士 補
主 事 補 ・ 技 師 補
業 務 員

第 2 章 分 限 ・ 懲 戒

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 職 員 の 分 限 に 関 す る 手 続 及 び 効 果 に 関 す る 条 例

平 成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 7 号

改正 平成12年 9月 1日条例第1号

改正 平成17年 3月28日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続き及び効果に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 前条の分限に関する手続き及び効果に関しては、太田市職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例（平成17年太田市条例第48号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第2号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 職 員 の 降 給 に 関 す る 条 例

平 成 2 8 年 8 月 1 日

条 例 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 7 条第 2 項及び第 2 8 条第 3 項の規定に基づき、職員（太田市外三町広域清掃組合職員の一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 1 年条例第 1 9 号）の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 職員の降給に関しては、太田市職員の降給に関する条例（平成 2 8 年太田市条例第 1 2 号）の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 8 月 1 日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 職 員 の 定 年 等 に 関 す る 条 例

平 成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 8 号

改正 平成12年 9月 1日条例第1号

改正 平成13年 3月28日条例第1号

改正 平成17年 3月28日条例第2号

改正 令和 4年10月 5日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 前条の職員の定年等に関しては、太田市職員の定年等に関する条例（平成17年太田市条例第50号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月28日条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第2号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（令和4年10月5日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 職 員 の 懲 戒 の 手 続 及 び 効 果 に 関 す る 条 例

平 成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 9 号

改正 平成12年 9月 1日条例第1号

改正 平成17年 3月28日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第2項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 前条の懲戒の手續及び効果に関しては、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年太田市条例第51号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第2号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

第 3 章 服 務

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 暇 等 に 関 す る 条 例

平 成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 1 2 号

改正 平成12年 9月 1日条例第1号

改正 平成17年 3月28日条例第2号

改正 平成28年 4月 1日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 前条の勤務時間、休日及び休暇に関しては、太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年太田市条例第52号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第2号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成28年4月1日条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 会 計 年 度 任 用 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 暇 等 に 関 する 条 例

令 和 2 年 3 月 2 3 日

条 例 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、同法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 前条の勤務時間、休日及び休暇に関しては、太田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年太田市条例第 2 6 号）の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 職 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例

平 成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 1 3 号

改正 平成12年 9月 1日条例第1号

改正 平成17年 3月28日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条並びに第19条第1項及び第2項の規定により、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 前条の育児休業等に関しては、太田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年太田市条例第53号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第2号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 職 員 の 修 学 部 分 休 業 に 関 す る 条 例

平 成 3 0 年 4 月 1 日

条 例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 6 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員（太田市外三町広域清掃組合職員の一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 1 年条例第 1 9 号）の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 職員の修学部分休業に関しては、太田市職員の修学部分休業に関する条例（平成 2 9 年太田市条例第 2 5 号）の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 職 員 の 高 齢 者 部 分 休 業 に 関 す る 条 例

平 成 3 0 年 4 月 1 日

条 例 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 6 条の 3 第 1 項並びに同条第 2 項において準用する同法第 2 6 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員（太田市外三町広域清掃組合職員の一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 1 年条例第 1 9 号）の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 職員の高齢者部分休業に関しては、太田市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成 2 9 年太田市条例第 2 6 号）の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 職 員 の 自 己 啓 発 等 休 業 に 関 す る 条 例

平 成 3 0 年 4 月 1 日

条 例 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 6 条の 5 第 1 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、職員（太田市外三町広域清掃組合職員の一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 1 年条例第 1 9 号）の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 職員の自己啓発等休業に関しては、太田市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 2 9 年太田市条例第 2 7 号）の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 職 員 の 配 偶 者 同 行 休 業 に 関 す る 条 例

平 成 3 0 年 4 月 1 日

条 例 第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 6 条の 6 第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）から第 3 項まで、第 6 項及び第 7 項並びに同条第 1 項において準用する同法第 2 6 条の 5 第 6 項の規定に基づき、職員（太田市外三町広域清掃組合職員の一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 1 年条例第 1 9 号）の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 職員の配偶者同行休業に関しては、太田市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 2 9 年太田市条例第 2 8 号）の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

○ 次世代育成支援対策推進法の特定 事業主等を定める規則

平成 27 年 10 月 1 日

規 則 1 号

次世代育成支援対策推進法施行令（平成 15 年政令第 372 号）第 2 項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 19 条第 1 項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

管理者	管理者が任命する職員
-----	------------

附 則

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 女 性 の
職 業 生 活 に お け る 活 躍 の 推 進 に 関
す る 法 律 の 特 定 事 業 主 等 を 定 め る
規 則

平 成 2 8 年 4 月 1 日

規 則 2 号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成 2 7 年政令第 3 1 8 号）第 1 条第 2 項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 2 7 年法律第 6 4 号）第 1 5 条第 1 項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

管理者	管理者が任命する職員
-----	------------

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 人 事 行 政 の 運 営 等 の 状 況 の 公 表 に 関 す る 条 例

令 和 元 年 7 月 1 日

条 例 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 人事行政の運営等の状況の公表に関しては、太田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 19 年太田市条例第 3 号）の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 職 員 の 服 務 の 宣 誓 に 関 す る 条 例

平 成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 1 0 号

改正 平成12年 9月 1日条例第1号

改正 平成17年 3月28日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 前条の服務の宣誓に関しては、太田市職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年太田市条例第54号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第2号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

○ 太田市外三町広域清掃組合職員の 職務に専念する義務の特例に関する 条例

平成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 1 1 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 5 条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 前条の職務に専念する義務の特例に関しては、太田市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 1 7 年太田市条例第 5 5 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 2 号）

この条例は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 職 員 の 退 職 管 理 に 関 す る 条 例

平 成 2 8 年 8 月 1 日

条 例 第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 8 条第の 2 第 8 項及び第 3 8 条の 6 第 2 項の規定に基づき、職員（太田市外三町広域清掃組合職員の一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 1 年条例第 1 9 号）の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 職員の退職管理に関しては、太田市職員の退職管理に関する条例（平成 2 8 年太田市条例第 1 3 号）の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 8 月 1 日から施行する。

第 4 章 研修・勤務評定

○ 太田市外三町広域清掃組合職員の 人事評価実施規程

平成 2 8 年 4 月 1 日

訓 令 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）に定めるもののほか、太田市外三町広域清掃組合職員の人事評価の実施について必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 前条の人事評価実施に関しては、太田市職員の人事評価実施規程（平成 2 8 年太田市訓令第 3 号）の例による。

附 則

この訓令は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 5 章 職 員 厚 生

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 弔 慰 規 程

平 成 1 1 月 5 月 1 日

規 程 第 2 号

改正 平成12年 9月 1日規程第1号

改正 平成17年 3月28日規程第1号

改正 令和 2年 3月23日規程第1号

(目的及び適用範囲)

第1条 この規程は、次に掲げる者及びその者の配偶者並びに父母が死亡したとき、その遺族に対する弔慰について定めることを目的とする。

- (1) 管理者、副管理者、議員
- (2) 前号以外の事務組合職員
- (3) 監査委員
- (4) その他事務組合の附属機関の委員

(管理者等の弔慰)

第2条 前条第1号に掲げる者（以下「管理者等」という。）に対する弔慰は、その都度これを定める。

(一般職員の弔慰)

第3条 第1条第2号中に掲げる者（以下「一般職員」という。）に対する弔慰は、弔辞及び生花1基と傷病休養の期間により別表に規定する弔慰金を贈与する。ただし、傷病休養の期間が3月未満で死亡した者で、本組合の職員として勤続した期間が20年を超える者については、弔慰金の額に100分の200を乗じて得た額以内の額を弔慰金として贈与することができる。

(委員等の弔慰)

第4条 第1条第3号及び第4号に掲げる者（以下「委員等」という。）に対する弔慰は、生花1基と香料2,000円以内とする。

(その他の委員等の弔慰)

第5条 第1条第5号に掲げる者（以下「その他の委員等」という。）に対する弔慰は、香料2,000円以内とする。

(配偶者の弔慰)

第6条 第1条各号に掲げる者の配偶者が死亡したときは、次の各号に定める弔慰を表することができる。

- (1) 管理者等の配偶者が死亡したとき。生花1基と香料3,000円以内
- (2) 一般職員の配偶者が死亡したとき。生花1基と香料2,000円以内
- (3) 委員等の配偶者が死亡したとき。生花1基と香料2,000円以内
- (4) その他の委員等の配偶者が死亡したとき。香料1,000円以内

(父母の弔慰)

第7条 第1条各号に掲げる者の父母が死亡したときは、生花1基と香料2,000円以内の弔慰を表することができる。

(重複弔慰の調整)

第8条 兼職である者に対しては、重複弔慰をしない。

(弔慰の特例)

第9条 在職中特に功績顕著な者については、第3条から第6条までの規定にかかわらず、弔慰金を増額することができる。

2 第1条各号に掲げる者以外の者にあっても、これらの職に準ずると管理者が認めた場合は、この規程を適用する。

3 前項により管理者が認めた者の配偶者及び父母が死亡したときにおいて、この規程に定める範囲以内の弔慰を表することができる。

第10条 第1条各号に掲げる者、その者の配偶者及び同居の父母並びに前条第2項及び第3項の者が死亡したときは、第8条の規定にかかわらず、組合議会及び委員会等においてもそれぞれ生花1基と香料1,000円以内の弔慰を表することができる。

(委任)

第11条 この規程に定める事項以外の弔慰については、その都度管理者が定める。

附 則

この規程は、平成11年5月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月1日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日規程第1号)

この規程は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (令和2年3月23日規程第1号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

傷病休養の期間	弔慰金の額
3月未満	給料の3月分
6月	2月分
12月	1月分
12月以上	1万円

○ 太田市外三町広域清掃組合議会の 議員その他非常勤の職員の公務災 害補償等に関する条例

平成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 1 4 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）第 6 9 条及び第 7 0 条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償に関する制度を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 前条の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等に関しては、太田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 1 7 年太田市条例第 5 6 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 1 1 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 2 号）

この条例は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。

第 6 章 職 員 団 体

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 職 員 団 体 の 登 録 に 関 す る 条 例

平 成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 1 5 号

改正 平成12年 9月 1日条例第1号

改正 平成17年 3月28日条例第2号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第53条第1項、第5項、第6項、第8項及び第9項の規定により、職員団体の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 前条の職員団体の登録に関しては、太田市職員団体の登録に関する条例(平成17年太田市条例第59号)の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年9月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日条例第2号)

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

○ 太田市外三町広域清掃組合職員団 体のための職員の行為の制限の特 例に関する条例

平成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 1 6 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 5 条の 2 第 6 項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 前条の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関しては、太田市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（平成 1 7 年太田市条例第 6 0 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 2 号）

この条例は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。

第 6 編

給 与

第 1 章 報酬・費用弁償

○ 太田市外三町広域清掃組合特別職 の職員の報酬及び費用弁償等に関 する条例

平成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 1 7 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 2 号

改正 平成 2 8 年 4 月 1 日条例第 1 号

改正 令和 2 年 3 月 2 3 日条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる特別職の職員（以下「職員」という。）の報酬及び費用弁償等の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

- (1) 組合議会の議長、副議長及び議員
- (2) 監査委員
- (3) 行政不服審査会の会長及び委員

(報酬の額)

第 2 条 前条の職員の報酬の額は、別表第 1 のとおりとする。

(報酬支給の始期)

第 3 条 第 1 条第 1 号及び 2 号に規定する職員（以下「年額報酬を受ける職員」という。）にあつては、就任の月から報酬を支給する。

(報酬支給の終期)

第 4 条 年額報酬を受ける職員が職員としての資格を失った場合には、その資格を失った月分まで報酬を支給する。

(支給方法)

第 5 条 年額報酬を受ける職員の支給方法は、毎年年度末に支給する。ただし、前条の支給については、そのときに支給する。

- 2 前項において就任の日の属する月については、日割計算により報酬を支給する。
- 3 第 1 条第 3 号に規定する職員にあつては、その都度これを支給する。

(費用弁償等の額)

第 6 条 職員が公務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する額は、別表第 2 のとおりとする。
- 3 旅費の計算及び支給方法については、太田市職員等の旅費に関する条例（平成 1 7 年太田市条例第 7 1 号）の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 1 1 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成１２年９月１日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１７年３月２８日条例第２号）

この条例は、平成１７年３月２８日から施行する。

附 則（平成２８年４月１日条例第１号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月２３日条例第４号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

職 員 の 区 分		年・月・日額の別	報 酬 の 額
議 長		年 額	１６，０００円
副 議 長		年 額	１５，０００円
議 員		年 額	１４，０００円
監 査 委 員	識 見 委 員	年 額	１０，０００円
	議会選出委員	年 額	５，０００円
情報公開及び個人情報保護審査会	会 長	日 額	８，９００円
	委 員	日 額	７，９００円
行政不服審査会	会 長	日 額	５，０００円
	委 員	日 額	５，０００円

別表第２（第６条関係）

区 分	車 賃 (１キロメートルにつき)	旅行雑費 (１日につき)	宿泊料 (１夜につき)	食卓料 (１夜につき)
組合議会議長	３７円	２，５００円	１６，５００円	３，３００円
その他の職員	３７円	２，５００円	１４，８００円	３，０００円

第 2 章 給 料 ・ 手 当 等

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 管 理 者 等 の 給 与 に 関 す る 条 例

平 成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 1 8 号

改正 平成12年 9月 1日条例第1号

改正 平成17年 3月28日条例第1号

改正 平成19年 4月 1日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、組合の管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）の
給与の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 管理者等の給料額は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 年額20,000円
- (2) 副管理者 年額16,000円

(給料支給の始期)

第3条 管理者等には、就任の月から給料を支給する。

(給料支給の終期)

第4条 管理者等が、管理者等としての資格を失った場合には、資格を失った月分
まで給料を支給する。

(支給方法)

第5条 給料の支給方法は、毎年年度末に支給する。ただし、前条の支給について
は、そのときに支給する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成11年5月1日から適用する。

附 則（平成12年9月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第1号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成19年4月1日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号。以下「改正法」
という。）附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者

については、改正前の太田市外三町広域清掃組合管理者等の給与に関する条例の規定は、この条例の施行後も、なお、その効力を有する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例

平 成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 1 9 号

改正 平成12年 9月 1日条例第1号

改正 平成17年 3月28日条例第2号

改正 平成27年 7月21日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、別に定めのあるものを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、太田市外三町広域清掃組合一般職の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第2条 太田市外三町広域清掃組合一般職の職員に対して支給する給与に関しては、太田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年太田市条例第66号。以下「太田市条例」という。）の例による。ただし、太田市外三町広域清掃組合以外の職員の職を併せ有する者の給与に関しては、当該市町の職員の給与に関する条例の定めるところによる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第2号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成27年7月21日条例第1号）

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 会 計 年
度 任 用 職 員 の 給 与 及 び 費 用 弁 償 に
関 する 条 例

令 和 2 年 3 月 2 3 日

条 例 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 3 条の 2
第 5 項及び第 2 0 4 条第 3 項並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1
号）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、同法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会
計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償
に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 前条の給与及び費用弁償に関しては、太田市会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関する条例（令和元年太田市条例第 2 7 号）の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 一 般 職 の 職 員 の 給 与 の 臨 時 特 例 に 関 す る 条 例

平 成 2 5 年 7 月 1 日

条 例 第 1 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、太田市外三町広域清掃組合の一般職の職員（太田市外三町広域清掃組合以外の職を併せ有する者を除く。以下同じ。）の給与に関する特例を定めるものとする。

（準用規定）

第 2 条 太田市外三町広域清掃組合の一般職の職員の給与の特例に関しては、太田市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成 2 5 年太田市条例第 2 7 号）の例による。

（委任）

第 3 条 この条例の施行に際し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

○ 太田市外三町広域清掃組合一般職 の職員の管理職手当の支給に関する規則

平成 1 1 年 6 月 1 日

規 則 第 8 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日規則第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日規則第 1 号

改正 平成 1 9 年 4 月 1 日規則第 4 号

改正 平成 2 5 年 8 月 1 日規則第 2 号

改正 平成 2 8 年 4 月 1 日規則第 3 号

改正 平成 2 9 年 4 月 1 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、太田市外三町広域清掃組合一般職の職員の給与に関する条例
(平成 1 1 年条例第 1 9 条)の規定による管理職手当の支給についての必要な事
項を定めるものとする。

(支給範囲の基準)

第 2 条 管理職手当を支給される職員及び管理職手当額は、別表のとおりとする。

2 職員が職務を兼ねるときは、主たる職務について前項の規定を適用する。

(時間外勤務手当の適用除外)

第 3 条 管理職手当の支給を受ける職にある者に対しては、太田市一般職の職員の
給与に関する条例(平成 1 7 年太田市条例第 6 6 号)第 1 9 条、第 2 2 条及び第
2 3 条の規定は、管理者が定める特別の場合を除き適用しない。

(管理職手当の不支給)

第 4 条 管理職手当の支給を受ける職にある者が、休日、欠勤その他の理由により
勤務しない月があるときは、その月の管理職手当は支給しない。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 2 年 9 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年 3 月 2 8 日規則第 4 号)

この規則は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。

附 則 (平成 1 9 年 4 月 1 日規則第 4 号)

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 8 月 1 日規則第 2 号)

この規則は、平成 2 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 8 年 4 月 1 日規則第 3 号)

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年４月１日規則第２号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

区 分	管理職手当を支給される職員	支給割合
１	局長（これに相当する職務にある者）	９４，０００円
２	副局長（これに相当する職務にある者）	７７，４００円
３	参事（これに相当する職務にある者）	７２，７００円
４	課長及び主幹（これらに相当する職務にある者）	６２，３００円
５	課長補佐（これに相当する職務にある者）	５６，５００円
６	係長（これに相当する職務にある者）	４６，３００円

○ 太田市外三町広域清掃組合一般職 の職員の通勤手当の支給に関する 規則

平成 11 年 6 月 1 日

規 則 第 9 号

改正 平成 12 年 9 月 1 日規則第 1 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 太田市外三町広域清掃組合一般職の職員の給与に関する条例(平成 11 年条例第 19 号。以下「条例」という。)の規定による通勤手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(準用規定)

第 2 条 太田市外三町広域清掃組合一般職の職員に対して支給する通勤手当に関しては、太田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則(平成 17 年太田市規則第 65 号)の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 9 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 28 日規則第 1 号)

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

○ 太田市外三町広域清掃組合一般職 の職員の期末手当及び勤勉手当の 支給に関する規則

平成 1 1 年 6 月 1 日

規 則 第 1 0 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日規則第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日規則第 1 号

改正 平成 2 5 年 8 月 1 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、太田市外三町広域清掃組合一般職の職員の給与に関する条例
(平成 1 1 年条例第 1 9 号)に基づき、職員の期末手当及び勤勉手当に関し、必
要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 太田市外三町広域清掃組合一般職の職員に対して支給する期末手当及び
勤勉手当に関しては、太田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関す
る規則(平成 1 7 年太田市規則第 6 7 号。以下「太田市規則」という。)の例に
よる。ただし、太田市外三町広域清掃組合以外の職員の職を併せ有する者の手当
に関しては、当該市町の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の定め
によるものとする。

(支給日)

第 3 条 期末手当及び勤勉手当の支給日は、太田市規則第 2 4 条別表第 3 にかかわ
らず次の表によるものとする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和
2 3 年法律第 1 7 8 号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)
又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近
い祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日でない日とする。

基 準 日	支 給 日
6 月 1 日	6 月 3 0 日
1 2 月 1 日	1 2 月 1 0 日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 2 年 9 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年 3 月 2 8 日規則第 1 号)

この規則は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 8 月 1 日規則第 3 号)

この規則は、平成 2 5 年 8 月 1 日から施行する。

第 3 章 旅 費

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 職 員 等 の 旅 費 に 関 す る 条 例

平 成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 2 0 号

改正 平成12年 9月 1日条例第1号

改正 平成17年 3月28日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、太田市外三町広域清掃組合職員等の旅費の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第2条 太田市外三町広域清掃組合職員等に対して支給する旅費に関しては、太田市職員等の旅費に関する条例（平成17年太田市条例第71号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第2号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 職 員 等 の 旅 費 の 支 給 に 関 す る 規 則

平 成 1 1 年 6 月 1 日

規 則 第 1 1 号

改正 平成12年 9月 1日規則第1号

改正 平成17年 3月28日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、太田市外三町広域清掃組合職員等の旅費に関する条例（平成11年6月1日条例第20号）の規定に基づき、その実施について必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 太田市外三町広域清掃組合職員等に対して支給する旅費に関しては、太田市職員等の旅費支給に関する規則（平成17年太田市規則第72号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第1号）

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

第 7 編

財 務

○ 太田市外三町広域清掃組合議会の 議決に付すべき契約及び財産の取 得又は処分に関する条例

平成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 2 1 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付すべき契約は、予定価格 1 億 5 千万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2 千万円以上の不動産、動産の買入れ又は売払い(土地については、1 件 5 千平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 1 号)

この条例は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 財 務 規 則

平 成 1 1 年 5 月 1 日

規 則 第 6 号

改正 平成12年 9月 1日規則第1号

改正 平成17年 3月28日規則第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2の規定に基づき、
太田市外三町広域清掃組合の財務に関し必要な事項は、法令その他別に定めがあるもののほか、太田市財務規則（平成17年太田市規則第73号）の例による。

附 則

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成12年9月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第1号）

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 長 期 継
続 契 約 を 締 結 す る こ と が で き る 契
約 を 定 め る 条 例

平成 2 2 年 6 月 2 8 日

条 例 第 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 7 の規定に基づく
太田市外三町広域清掃組合長期継続契約を締結することができる契約については、
太田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 1 7 年太田市
条例第 2 6 6 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 契 約 規 則

平 成 1 4 年 4 月 1 日

規 則 第 1 号

改正 平成17年 3月28日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、売買、賃借、請負その他太田市外三町広域清掃組合（以下「組合」という。）が行う契約（以下「契約」という。）に関し法令その他に特別な定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第2条 組合が行う契約に関しては、太田市契約規則（平成17年太田市規則第75号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第1号）

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 財 政 状 況 の 公 表 に 関 す る 条 例

平 成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 2 2 号

改正 平成12年 9月 1日条例第1号

改正 平成17年 3月28日条例第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3の規定に基づく財政状況の公表については、太田市財政事情の作成及び公表に関する条例（平成17年太田市条例第72号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第2号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 行 政 財 産 使 用 料 条 例

令 和 3 年 3 月 2 9 日

条 例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 5 条の規定に基づき、太田市外三町広域清掃組合の行政財産の使用について徴収する使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 太田市外三町広域清掃組合の行政財産の使用について徴収する使用料に関しては、太田市行政財産使用料条例（平成 1 7 年太田市条例第 7 8 号）の例による。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 指 定 金
融 機 関 の 指 定 に つ い て

平 成 1 1 年 9 月 2 8 日

告 示 第 4 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 8 条第 2 項の規定に基づ
き指定金融機関を次のとおり定める。

記

指定金融機関	株式会社 群馬銀行
--------	-----------

○ 太田市外三町広域清掃組合財政調整基金に関する条例

平成 16 年 4 月 1 日

条 例 第 3 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日条例第 2 号

改正 平成 21 年 10 月 1 日条例第 1 号

改正 平成 24 年 11 月 1 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 太田市外三町広域清掃組合の施設の更新整備その他財源に不足を生じたときの財源に充てるため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金の額は 10 億円を上限とする。

2 管理者は、必要があると認めるときは予算の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われるときは、基金の額に、当該積立額相当額を増加したものとする。

(準用規定)

第 3 条 この基金の管理及び処分に関しては、太田市財政調整基金に関する条例（平成 17 年太田市条例第 83 号）の例による。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日条例第 2 号）

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

第 8 編

業 務

○ 太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例

平成 16 年 4 月 1 日

条 例 第 4 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日条例第 1 号

改正 平成 20 年 3 月 28 日条例第 1 号

改正 令和 3 年 3 月 29 日条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、太田市外三町広域清掃組合（以下「組合」という。）を組織する市町（以下「関係市町」という。）の不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみを適正に処理し、資源の有効利用とリサイクル活動の情報発信拠点として整備するため、太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 リサイクルプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ
- (2) 位置 太田市細谷町 604 番地 1

(事業)

第 3 条 リサイクルプラザは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 関係市町の不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの処理事業に関すること。
- (2) ごみの減量化、資源化及び再利用の推進と啓発に関すること。
- (3) リサイクルに関する情報の提供と住民の情報交換、交流を行う場の提供に関すること。
- (4) リサイクルプラザの管理及び使用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事業

(管理及び運営)

第 4 条 リサイクルプラザは、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運営しなければならない。

(施設)

第 5 条 リサイクルプラザの管理棟内施設（以下「管理棟内施設」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 手作り工房
- (2) 小ホール
- (3) 多目的ホール
- (4) 第 1 研修室
- (5) 第 2 研修室

(使用の資格)

第 6 条 管理棟内施設を使用することができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 関係市町
 - (2) 関係市町に住所を有する者
 - (3) その他管理者が特に必要があると認めた者
- (使用許可)

第 7 条 管理棟内施設を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の許可の際に必要な条件を付することができる。

3 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、管理棟内施設の使用を許可しないものとする。

- (1) 管理棟内施設その他物件を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (4) その他管理上支障があると認められるとき。
- (使用許可の取消し等)

第 8 条 管理者は、管理棟内施設を使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。この場合において、使用者が受けた損害について、組合はその賠償の責任を負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (2) 不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 前条第 2 項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 前条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(使用料の納付)

第 9 条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 10 条 管理者は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第 11 条 納付された使用料は、還付しない。ただし、管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に掲げる区分により還付することができる。

- (1) 使用者の責任によらない理由により使用できないとき。100 分の 100
- (2) 使用期日の 3 日前までに使用者が使用を取消したとき。100 分の 80

(使用権の譲渡等の禁止)

第 12 条 使用者は、施設等の許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(損害賠償)

第 13 条 使用者は、施設等を破損し、又は滅失したときは、管理者の指示に従い

当該施設等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があるとき、この限りでない。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 28 日条例第 1 号)

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 28 日条例第 2 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 29 日条例第 2 号)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 9 条関係)

管理棟内施設使用料

区 分	定 員	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 10 時	午前 9 時～午後 10 時
手 作 り 工 房	24 人	500 円	500 円	500 円	1,500 円
小 ホ ー ル	人	500 円	500 円	500 円	1,500 円
多目的ホール	150 人	1,500 円	1,500 円	1,500 円	4,500 円
第 1 研 修 室	18 人	250 円	250 円	250 円	750 円
第 2 研 修 室	18 人	250 円	250 円	250 円	750 円

○ 太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例施行規則

平成 16 年 4 月 1 日

規 則 第 1 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日規則第 1 号

改正 平成 20 年 4 月 1 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例（平成 16 年条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開所時間及び搬入時間)

第 2 条 太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ管理棟（以下「管理棟」という。）の開所時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。

2 太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ工場棟（以下「工場棟」という。）の廃棄物の搬入時間については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時 45 分まで
- (2) 土曜日 午前 8 時 30 分から正午まで

3 管理者は、特に必要があると認めるときは、第 1 項に規定する開所時間及び前項に規定する搬入時間を変更することができる。

(休所日)

第 3 条 リサイクルプラザの休所日は、次のとおりとする。

(1) 管理棟

ア 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

(2) 工場棟

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

ウ 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

2 管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。

(使用許可の申請等)

第 4 条 リサイクルプラザ管理棟内施設を使用しようとする者は、太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ使用申請書（別記様式第 1 号。以下「申請書」という。）を、使用しようとする日の 3 月前から 3 日前までの期間に管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める者

には、太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ使用許可書（別記様式第２号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

- ３ 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、その後において許可に係る事項の変更が生じたときは、太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ使用変更申請書（別記様式第３号）により、使用の取消しが生じたときは、太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ使用許可取消申請書（別記様式第４号）により、それぞれ許可書を添えて、速やかに管理者へ申し出なければならない。

（使用料の減免）

第５条 条例第１０条の規定により、使用料を減免することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するものとし、減免する額は、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 太田市外三町広域清掃組合（以下「組合」という。）又は組合を組織する市町が主催又は共催で使用する時。１００分の１００
- (2) 公共団体又は公共的団体が講座及び研修等に使用する時。１００分の１００
- (3) その他管理者が特に必要と認めたとき。管理者が認定する率

- ２ 条例第１０条の規定により、使用料の減免を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ使用料減免申請書（別記様式第５号）を管理者に提出しなければならない。

- ３ 管理者は、前項の申請書を受理し、これを承認したときは、減免申請者に対し太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ使用料減免承認書（別記様式第６号）を交付する。

（使用料の還付）

第６条 条例第１１条ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ使用料還付申請書（別記様式第７号）を管理者に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第７条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 秩序を維持し、施設又は備品を損傷しないこと。
- (2) 管理者の許可を受けないで、営利を目的とする行為をしないこと。
- (3) 政治的活動又は宗教的活動をしないこと。
- (4) 火災、盗難その他の災害の防止に配慮すること。
- (5) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（補則）

第８条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年３月２８日規則第１号）

この規則は、平成１７年３月２８日から施行する。

附 則（平成２０年４月１日規則第１号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ使用申請書							
太田市外三町広域清掃組合				年 月 日			
管理者 清 水 聖 義 様							
申 請 者				住 所（団体名）			
				氏 名（代表者）			
				連絡先（TEL）			
				担当者名			
次のとおり使用したいので申請します。							
使 用 目 的 (会議等の名称)							
使 用 区 分	使 用 場 所	参集 人員	定員	年 月 日	曜日	使 用 時 間	使 用 料
						午前 時～ 午後 時	※ 円
						午前 時～ 午後 時	※ 円
						午前 時～ 午後 時	※ 円
						午前 時～ 午後 時	※ 円
						午前 時～ 午後 時	※ 円
使 用 器 具					合 計		※ 円
使用料徴収の有無		有 ・ 無			使 用 料		円
持 込 設 備 使用者がプラザ内 に持ち込むもの						飲 食 物 の持込み	有・無
減 免 区 分		条例施行規則第 5 条 に基づく減免			☐ 1号該当 $\frac{100}{100}$ 免除 ☐ 2号該当 $\frac{100}{100}$ 免除 ☐ 3号該当 $\frac{\quad}{100}$ 免除		円
利 用 条 件						納付使用料	円

（備考）太枠の中を記入してください。ただし、※欄は記入しないこと。

太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ使用許可書

年 月 日

様

太田市外三町広域清掃組合

管理者 清 水 聖 義 印

次のとおり使用を許可します。

使 用 目 的 (会議等の名称)								
使 用 区 分	使 用 場 所	参集 人員	定員	年 月 日	曜日	使 用 時 間		使 用 料
						午前 午後	時～ 午前 午後 時	円
						午前 午後	時～ 午前 午後 時	円
						午前 午後	時～ 午前 午後 時	円
						午前 午後	時～ 午前 午後 時	円
						午前 午後	時～ 午前 午後 時	円
使 用 器 具						合 計		円
使用料徴収の有無		有 ・ 無				使 用 料		円
持 込 設 備 使用者がプラザ内 に持ち込むもの							飲 食 物 の持込み	有・無
〔 〕 減 免 区 分		条例施行規則第 5 条 に基づく減免			☐ 1号該当 $\frac{100}{100}$ 免除 ☐ 2号該当 $\frac{100}{100}$ 免除 ☐ 3号該当 $\frac{\quad}{100}$ 免除			円
利 用 条 件						納付使用料		円

使 用 上 の 注 意

- 1 使用目的、使用条件又は使用に関する諸規定が守られないときは、使用許可を取り消す場合がありますので、御注意ください。
- 2 火気の取扱いや戸締まりについては、じゅうぶん注意してください。
- 3 使用時間には、「準備」から「後片づけ」までの時間が含まれていますので時間内に終了するように配慮してください。
- 4 使用中に建物や施設その他の備品等を壊した場合は、相当額の弁償をしていただくことがありますので御注意ください。
- 5 使用終了後は、施設や設備をもとの状態にして必ず清掃を行ってください。

太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ使用変更申請書

年 月 日

管理者 様

申請者 住所（団体名）

氏 名（代表者）

連絡先TEL

担当者名

次のとおり使用の変更をお願いします。

使 用 目 的						使用許可済 番 号	
変 更 前	使 用 場 所	参集 人員	定員	年 月 日	曜日	使 用 時 間	使 用 料
						午前 時～ 午後 時	円
						午前 時～ 午後 時	円
						午前 時～ 午後 時	円
						午前 時～ 午後 時	円
変 更 後	使 用 場 所	参集 人員	定員	年 月 日	曜日	使 用 時 間	使 用 料
						午前 時～ 午後 時	※ 円
						午前 時～ 午後 時	※ 円
						午前 時～ 午後 時	※ 円
						午前 時～ 午後 時	※ 円
変 更 理 由							
変 更 前 使 用 料				変 更 後 使 用 料			
割 引 使 用 料							

（備考）太枠の中を記入してください。ただし、※欄は記入しないこと。

太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ使用許可取消申請書									
年 月 日									
管理者 様									
申請者 住所（団体名）									
氏 名（代表者）									
連絡先TEL									
担当者名									
次のとおり使用の取消しをお願いします。									
使用目的						使用許可済番 号			
使用区分	使用場所	参集人員	定員	年 月 日	曜日	使用時間		使用料	
						午前 午後 時～ 午前 午後 時	円		
						午前 午後 時～ 午前 午後 時	円		
						午前 午後 時～ 午前 午後 時	円		
						午前 午後 時～ 午前 午後 時	円		
						午前 午後 時～ 午前 午後 時	円		
納付済使用料		円							
取消し理由									
使用料還付額		☐ 次の理由により還付しない。 [] ☐ 納付済使用料の $\frac{80}{100} \cdot \frac{100}{100}$ 円							
還付後の使用料の額		円							

（備考）太枠の中を記入してください。

太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ使用料減免申請書	
年 月 日	
管理者	様
申請者 住所（団体名） 氏名（代表者） 連絡先TEL 担当者名 	
次のとおり使用料の減免を受けたいので申請いたします。	
使用目的	
使用日時	自 年 月 日 午前 時 分 （ ） 午後 至 年 月 日 午前 時 分 （ ） 午後
使用場所	☐ 多目的ホール ☐ 第1研修室 ☐ 第2研修室 ☐ 第3研修室 ☐ 再生品補修工房 ☐ 手作り工房
使用器具	
減免を必要とする理由	
備考	

（備考）該当する□には、レ印を記入してください。

○ 太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザの設置及び管理に関する条例

令和 2 年 1 0 月 1 日
条 例 第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、太田市外三町広域清掃組合（以下「組合」という。）を組織する市町（以下「関係市町」という。）の可燃ごみを適正に処理し、ごみの減量化の推進と環境負荷の低減を図るとともに、積極的な熱エネルギーの回収拠点として整備するため、太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザ（以下「クリーンプラザ」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 クリーンプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザ
- (2) 位置 太田市細谷町 6 0 4 番地 1

(事業)

第 3 条 クリーンプラザは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 関係市町の可燃ごみの処理事業に関すること。
- (2) クリーンプラザの管理及び使用に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事業

(管理及び運営)

第 4 条 クリーンプラザは、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて効率的に運営しなければならない。

(利用の許可)

第 5 条 クリーンプラザを利用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

(クリーンプラザ利用の禁止等)

第 6 条 管理者は、正当な理由がなくクリーンプラザの利用を拒んではならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を禁止し、又は施設内より退去させることができる。

- (1) 可燃性以外の物件（機械器具を損壊するおそれのあるもの）を投入しようとする者
- (2) 業務上行う職員の作業を妨害し、又は指示に従わない者

(損害賠償)

第 7 条 利用する者は、施設等その他設備を破損し、又は滅失したときは、管理者の指示に従い当該施設等を原状に回復し、又はその損害を賠償し

なければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

○ 太田市外三町広域清掃組合クリーン ンプラザの設置及び管理に関する 条例施行規則

令和 3 年 3 月 2 9 日
規 則 第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザの設置及び管理に関する条例（令和 2 年条例第 1 号）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(搬入時間)

第 2 条 太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザ（以下「クリーンプラザ」という。）の搬入時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前 8 時 3 0 分から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時 4 5 分まで
- (2) 土曜日 午前 8 時 3 0 分から正午まで

2 管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の搬入時間を変更することができる。

(休所日)

第 3 条 クリーンプラザの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
- (3) 年末年始（1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで）

2 管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。

(その他)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

○ 太田市外三町広域清掃組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成 16 年 4 月 1 日
条 例 第 5 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日 条例第 5 号
改正 平成 25 年 11 月 1 日 条例第 2 号
改正 平成 31 年 4 月 1 日 条例第 1 号
改正 令和 2 年 10 月 1 日 条例第 5 号

（目的）

第 1 条 この条例は、太田市外三町広域清掃組合（以下「組合」という。）が行う廃棄物の処理及び清掃に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、「廃棄物」、「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」とは、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する廃棄物、一般廃棄物及び産業廃棄物をいう。

（処理依頼者の責務）

第 3 条 組合に廃棄物の処理を依頼しようとする者（以下「処理依頼者」という。）は廃棄物の減量化及び資源化をし、並びに組合への廃棄物の搬入に当たってはあらかじめ処理を依頼しようとする廃棄物の分別、破碎及び圧縮等の前処理をするよう努めなければならない。

（組合が処理する一般廃棄物）

第 4 条 組合が処理する一般廃棄物の種類は、管理者が規則で定める。

（処理依頼の申請）

第 5 条 前条に規定する一般廃棄物の処理について組合に依頼しようとする者は、規則で定めるところにより申請しなければならない。

（一般廃棄物処理手数料）

第 6 条 組合は、一般廃棄物の処分に係る手数料（以下「一般廃棄物処理手数料」という。）を、処理依頼者から徴収する。

2 一般廃棄物処理手数料の額は、次表のとおりとする。この場合において、処理する一般廃棄物の量が 10 キログラム未満であるときはこれを 10 キログラムとし、当該廃棄物の量に 5 キログラム未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、5 キログラム以上 10 キログラム未満の端数が生じたときはこれを 10 キログラムに切り上げるものとする。

種 別		手 数 料	摘 要
可 燃 ご み	家 庭 系	1 0 キ ロ グ ラ ム に つ き 1 3 0 円	
	事 業 系	1 0 キ ロ グ ラ ム に つ き 2 0 0 円	
不 燃 ご み	家 庭 系	1 0 キ ロ グ ラ ム に つ き 1 3 0 円	
	事 業 系	1 0 キ ロ グ ラ ム に つ き 2 0 0 円	
粗 大 ご み	家 庭 系	1 0 キ ロ グ ラ ム に つ き 1 3 0 円	
	事 業 系	1 0 キ ロ グ ラ ム に つ き 2 0 0 円	
資 源 ご み	家 庭 系	無 料	分 別 さ れ た ビ ン 類、カン類、ペ ットボトル、白 色トレイ、紙パ ック、容器包装 プラスチック及 び紙類（新聞紙、 雑誌及びダンボ ール等）
	事 業 系	1 0 キ ロ グ ラ ム に つ き 2 0 0 円	
危 険 ご み	家 庭 系	無 料	蛍 光 管、電 球、 水 銀 体 温 計、水 銀 血 圧 計、乾 電 池（充電式リチ ウ ム 電 池 含 む。）、ボ タ ン 電 池、ス プ レー 缶、ラ イ ター、 カ セ ッ ト ボ ン ベ 等。ただし、事 業 系 の 蛍 光 管 及 び 電 球 は 除 く。
	事 業 系	1 0 キ ロ グ ラ ム に つ き 2 0 0 円	
動 物 の 死 体	家 庭 系	1 体 に つ き 2 0 0 円	

3 組合に搬入する一般廃棄物の量は、計量施設により計量する場合を除き、管理者の認定するところによる。

（一般廃棄物処理手数料の納付方法）

第 7 条 一般廃棄物処理手数料は、現金で納付する。ただし、管理者が納入通知書により当該手数料の納付方法を別に指定したときは、当該納付方法によることとする。

（一般廃棄物処理手数料の減免）

第 8 条 管理者は、規則で定める事由があるときは、規則で定めるところ

により、第 6 条の一般廃棄物処理手数料を減免することができる。

（組合が処理する産業廃棄物）

第 9 条 法第 11 条第 2 項の規定により、組合が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の種類及びその範囲は、一般廃棄物の処理に支障がない範囲内で、規則で定める。

（準用）

第 10 条 第 5 条から第 7 条までの規定は、前条の産業廃棄物を処理する場合において準用する。この場合において、第 5 条中「前条の一般廃棄物」とあるのは「第 8 条の産業廃棄物」と、第 6 条の見出し中「一般廃棄物処理手数料」とあるのは「産業廃棄物の処理費用」と、同条第 1 項中「一般廃棄物の処分に係る手数料」（以下「一般廃棄物処理手数料」という。）とあるのは「産業廃棄物の処理費用」と、同条第 2 項中「一般廃棄物処理手数料」とあるのは「産業廃棄物の処理費用」と、同条第 3 項中「一般廃棄物の量」とあるのは「産業廃棄物の量」と、第 7 条中「一般廃棄物処理手数料」とあるのは「産業廃棄物の処理費用」とする。

（処理する廃棄物の制限）

第 11 条 組合で処理する一般廃棄物又は産業廃棄物については、組合の施設の機能等に支障を来す恐れがある場合、その搬入等を制限することができる。

（委任）

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日条例第 5 号）

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 25 年 11 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 1 日条例第 5 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

○ 太田市外三町広域清掃組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成 16 年 4 月 1 日
規 則 第 2 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日規則第 1 号

改正 平成 25 年 11 月 1 日規則第 4 号

改正 平成 26 年 4 月 1 日規則第 2 号

改正 平成 31 年 4 月 1 日規則第 3 号

改正 令和 3 年 3 月 29 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、太田市外三町広域清掃組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(組合が処理する一般廃棄物)

第 2 条 条例第 4 条の規定の太田市外三町広域清掃組合（以下「組合」という。）で処理する一般廃棄物は、家庭生活に伴って生じた可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみ（以下「ごみ等」という。）とする。

(処理依頼の申請)

第 3 条 条例第 5 条の一般廃棄物及び動物の死体の処理の依頼の申請は、廃棄物処理申請書（別記様式第 1 号）により行うものとする。

(一般廃棄物処理手数料減免の範囲)

第 4 条 条例第 8 条の一般廃棄物処理手数料の免除を行うことのできる事由は、次の各号に掲げることとする。

- (1) 組合を構成する市町に居住する者が、自然災害に遭った場合
- (2) 組合を構成する市町の申請による場合
- (3) 管理者が特に必要があると認めた場合

2 一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（別記様式第 2 号）を管理者に提出するものとする。

(組合が処理する産業廃棄物)

第 5 条 条例第 9 条の規定の組合が処理する産業廃棄物は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) ガラスくず

(5) 陶磁器くず

(6) 管理者が特に必要があると認めたもの

2 産業廃棄物の処理は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

(1) 事業者が、ごみ処理施設へ自ら搬入する場合（1の事業者1日の搬入量が1,000キログラム以下である場合に限る）。

(2) 管理者が特に必要があると認めた場合

3 管理者は、一般廃棄物の処理に支障があるときは、産業廃棄物の搬入量等について制限することができる。

（準用）

第6条 第3条の規定は、条例第9条の産業廃棄物の処理において準用する。この場合において、「条例第4条の一般廃棄物の処理」とあるのは「条例第10条で読み替えて準用する条例第4条の産業廃棄物の処理」とする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第1号）

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成25年11月1日規則第4号）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日規則第3号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第5号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

一般廃棄物処理申請書

(宛先)太田市外三町広域清掃組合 管理者

即納Noー

年月日

氏名 (会社名)			
電話番号	— —		
住 所	太田市 ・ 千代田町 ・ 大泉町 ・ 邑楽町		
ご利用は初めてですか		初めて ・ 利用したことがある	
※ 発生場所(上記と異なる場合)			
氏名 (会社名)			
住 所	太田市 ・ 千代田町 ・ 大泉町 ・ 邑楽町		

※ 処理手数料がかかります。

※ 車両損傷防止のため、荷物は各自で降ろしていただきますようお願いします。

※ 受け入れ基準に満たないものは、搬入できません。

地区コード	1. 太田市 4. 千代田町 5. 大泉町 6. 邑楽町		
種別コード	1. 不燃ごみ 2. 不燃粗大 3. 可燃粗大		
	21. 可燃ごみ 25. 小動物(匹) 犬・猫・その他()		
処理手数料	1. 家庭系	10kgあたり130円	
	2. 事業系	10kgあたり200円	
	3. 小動物	1体につき200円	

一般廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日

太田市外三町広域清掃組合

管理者 様

住 所

申請者 事業所名

代表者名

電話番号

太田市外三町広域清掃組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

住 所	事業所名及び代表者名	廃棄物の種類	廃棄物の搬入量	備 考
			kg	
減 免 申 請 事 由	① 組合を構成する市町に居住する者の天災によるもの ② 組合を構成する市町の申請によるもの ③ 管理者が必要と認めたもの ※該当するものに○印をつけること。			

○ 太田市外三町広域清掃組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例

平成 25 年 3 月 25 日
条 例 第 2 号

改正 平成 31 年 4 月 1 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 21 条第 3 項の規定に基づき、太田市外三町広域清掃組合が一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格について定めるものとする。

(技術管理者の資格)

第 2 条 法第 21 条第 3 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに

相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月1日条例第2号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 の 設 置 に 係 る 生 活 環 境 影 響 調 査 結 果 の 縦 覧 等 の 手 続 に 関 する 条 例

平 成 2 6 年 4 月 1 日
条 例 第 1 号

（ 目 的 ）

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 2 項（同条第 9 項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第 8 項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第 8 条第 2 項第 2 号から第 9 号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

（ 対 象 と な る 施 設 の 種 類 ）

第 2 条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「施設」という。）とする。

（ 縦 覧 の 告 示 ）

第 3 条 管理者は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）及び縦覧の期間のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力（施設が一般廃棄物の最終処分場である場合は、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 太田市外三町広域清掃組合事務局
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、管理者が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 管理者は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 太田市外三町広域清掃組合事務局
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）による環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第8条 管理者は、施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施に関し協議するものとする。

- (1) 施設を太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町（以下「関係市町」という。）以外の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が関係市町以外の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、関係市町の区域に属さない地域が含まれているとき。

(委任)

第9条 この条例の施行に際し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 の 設 置 に 係 る 生 活 環 境 影 響 調 査 結 果 の 縦 覧 等 の 手 続 に 関 す る 条 例 施 行 規 則

平 成 2 6 年 4 月 1 日
規 則 第 3 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、太田市外三町広域清掃組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 26 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（縦覧の期間等）

第 3 条 条例第 4 条第 2 項に規定する縦覧期間のうち、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

（縦覧の手続）

第 4 条 条例第 3 条の規定により、報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、生活環境影響調査結果縦覧申請書（別記様式）に必要な事項を記入しなければならない。

（縦覧者の遵守事項）

第 5 条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は破損しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を中止し、又は禁止することができる。

（住民の意見書の記載事項）

第 6 条 条例第 6 条第 2 項の意見書には、次に掲げる事項を全て記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）

(2) 施設 の 名 称

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(その他)

第 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

生活環境影響調査結果縦覧申請書

（宛先）太田市外三町広域清掃組合管理者

申請者 住 所
氏 名
電話番号

法人、その他団体にあつては、事務所
（事業所）の所在地、名称及び代表者の
氏名

生活環境影響調査結果の縦覧を申請いたします。

第 9 編

建 設

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 建 設 工 事 検 査 規 程

平 成 1 4 年 4 月 1 日
規 程 第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日 規程第 1 号

（趣 旨）

第 1 条 この規程は、法令その他別に定めがあるもののほか、太田市外三町広域清掃組合（以下「組合」という。）が執行する工事（以下「工事」という。）について地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき組合の職員が行う検査（以下「検査」という。）に関し必要な事項を定める。

（準用規定）

第 2 条 組合が行う契約に関しては、太田市建設工事検査規程（平成 1 7 年太田市規程第 1 7 号）の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 8 日規程第 1 号）

この規程は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。